

令和2年第6回
南砺市議会9月定例会
議案 参考資料
【条例 新旧対照表】

令和 2 年 9 月定例会提出案件参考資料

目 次

条例関係

議案第 96号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	3
議案第 98号	南砺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	9
議案第 99号	南砺市体育施設条例の一部改正について……………	10

南砺市印鑑条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案	備考
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者が自ら申請した場合であって、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)が提示され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第33条第1項に規定する暗証番号を照合して、当該申請が印鑑登録者本人の意思に基づくものであると確認できた場合には、印鑑登録証明書を交付するものとする。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者が自ら申請した場合であって、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)が提示され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第33条第1項に規定する暗証番号を照合して、当該申請が印鑑登録者本人の意思に基づくものであると確認できた場合には、印鑑登録証明書を交付するものとする。</p>	<p>引用省令の題名の改正に伴う改正</p>

南砺市手数料条例新旧対照表(第2条関係)

現行		改正案		備考
別表(第2条関係)	手数料を徴収する事項 (略)	単位 (略)	手数料の金額 (略)	
11	個人番号カードの再交付	1枚につき	800円	省令改正に伴う 対象事項の削除 及び番号の繰上 げ
12	個人番号の通知カードの再交付	1枚につき	500円	
13	印鑑に関する証明書の交付	1件につき	300円 ただし、多機能端末機による場合は、 250円	
14	印鑑登録証の再交付(印鑑登録を受けている印章の亡失又は印鑑登録の廃止による新たな印鑑登録に係るものを含む。)又は住民基本台帳カード(平成26年3月31日以前に交付したものを除く。)からの変更	1枚につき	300円	
15	埋葬、火葬又は改葬に関する証明書の交付	1件につき	300円	
16	自動車の臨時運行の許可	1両につき	750円	
17	住宅用家屋に関する証明書の交付	1件につき	1,300円	
18	土地、建物に関する証明書の交付	1件につき	300円	
11	個人番号カードの再交付	1枚につき	800円	
12	印鑑に関する証明書の交付	1件につき	300円 ただし、多機能端末機による場合は、 250円	
13	印鑑登録証の再交付(印鑑登録を受けている印章の亡失又は印鑑登録の廃止による新たな印鑑登録に係るものを含む。)又は住民基本台帳カード(平成26年3月31日以前に交付したものを除く。)からの変更	1件につき	300円	
14	埋葬、火葬又は改葬に関する証明書の交付	1件につき	300円	
15	自動車の臨時運行の許可	1両につき	750円	
16	住宅用家屋に関する証明書の交付	1件につき	1,300円	
17	土地、建物に関する証明書の交付	1件につき	300円	
18	租税、公課に関する証明書の交付	1件につき	300円	

第3項の規定に基づく屋告の許可申請に 対する審査	10平方メートル以上のもの	を10で除して得た数値(整数未満があるときは、その端数を切り捨てる。)に420円を乗じて得た額に420円を加算した額	540円
		電柱広告 消火栓設置 看板	1個につき
第3項の規定に基づく屋告の許可申請に 対する審査	10平方メートル以上のもの	を10で除して得た数値(整数未満があるときは、その端数を切り捨てる。)に420円を乗じて得た額に420円を加算した額	810円
		野立広告 面積が3平方メートル未満 壁面広告 面積が3平方メートル未満 突出広告のもの 停留所添架広告	31個につき
第3項の規定に基づく屋告の許可申請に 対する審査	10平方メートル以上のもの	を10で除して得た数値(整数未満があるときは、その端数を切り捨てる。)に420円を乗じて得た額に420円を加算した額	2,770円
		特殊装置物の広告物	10平方メートル未満のもの
第3項の規定に基づく屋告の許可申請に 対する審査	10平方メートル以上のもの	を10で除して得た数値(整数未満があるときは、その端数を切り捨てる。)に420円を乗じて得た額に420円を加算した額	810円
		野立広告 面積が3平方メートル未満 壁面広告 面積が3平方メートル未満 突出広告のもの 停留所添架広告	31個につき
第3項の規定に基づく屋告の許可申請に 対する審査	10平方メートル以上のもの	を10で除して得た数値(整数未満があるときは、その端数を切り捨てる。)に420円を乗じて得た額に420円を加算した額	2,770円
		特殊装置物の広告物	10平方メートル未満のもの
第3項の規定に基づく屋告の許可申請に 対する審査	10平方メートル以上のもの	を10で除して得た数値(整数未満があるときは、その端数を切り捨てる。)に420円を乗じて得た額に420円を加算した額	810円
		野立広告 面積が3平方メートル未満 壁面広告 面積が3平方メートル未満 突出広告のもの 停留所添架広告	31個につき
第3項の規定に基づく屋告の許可申請に 対する審査	10平方メートル以上のもの	を10で除して得た数値(整数未満があるときは、その端数を切り捨てる。)に420円を乗じて得た額に420円を加算した額	2,770円
		特殊装置物の広告物	10平方メートル未満のもの
第3項の規定に基づく屋告の許可申請に 対する審査	10平方メートル以上のもの	を10で除して得た数値(整数未満があるときは、その端数を切り捨てる。)に420円を乗じて得た額に420円を加算した額	810円
		野立広告 面積が3平方メートル未満 壁面広告 面積が3平方メートル未満 突出広告のもの 停留所添架広告	31個につき
第3項の規定に基づく屋告の許可申請に 対する審査	10平方メートル以上のもの	を10で除して得た数値(整数未満があるときは、その端数を切り捨てる。)に420円を乗じて得た額に420円を加算した額	2,770円
		特殊装置物の広告物	10平方メートル未満のもの
第3項の規定に基づく屋告の許可申請に 対する審査	10平方メートル以上のもの	を10で除して得た数値(整数未満があるときは、その端数を切り捨てる。)に420円を乗じて得た額に420円を加算した額	810円
		野立広告 面積が3平方メートル未満 壁面広告 面積が3平方メートル未満 突出広告のもの 停留所添架広告	31個につき
第3項の規定に基づく屋告の許可申請に 対する審査	10平方メートル以上のもの	を10で除して得た数値(整数未満があるときは、その端数を切り捨てる。)に420円を乗じて得た額に420円を加算した額	2,770円
		特殊装置物の広告物	10平方メートル未満のもの

未満のもの	面積が10平方メートル以上のもの	面積が1個につき	当該面積の値を10で除して得た数値(整数未満があるときは、その端数を切り捨てる。)に2,770円を乗じて得た額に2,770円を加算した額
29 優良宅地造成の認定の申請に対する審査	1件につき	86,000円	
30 旧租税特別措置法に規定する優良宅地の認定の申請に対する審査	1件につき	86,000円	
31 優良住新築住宅の床面積100平方メートル以内のもの	1件につき	6,200円	
28 優良宅地造成の認定の申請に対する審査	1件につき	86,000円	
29 旧租税特別措置法に規定する優良宅地の認定の申請に対する審査	1件につき	86,000円	
30 優良住新築住宅の床面積100平方メートル以内のもの	1件につき	6,200円	
31 優良住新築住宅の床面積100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	8,600円	
新築住宅の床面積500平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	13,000円	

2,000 平方メートル以内のもの				
新築住宅の床面積1件につき の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	1件につき	35,000 円	新築住宅の床面積1件につき の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	35,000 円
10,000 平方メートル以内のもの				
新築住宅の床面積1件につき の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの	1件につき	43,000 円	新築住宅の床面積1件につき の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの	43,000 円
31 公簿、公文書又は図面の 閲覧及び照会			31 公簿、公文書又は図面の 閲覧及び照会	300 円
32 公簿、公文書又は図面の 閲覧及び照会	1件につき	300 円	32 公共基準点の成果表又は 点の記の謄本若しくは抄 本	200 円
33 公共基準点の成果表又は 点の記の謄本若しくは抄 本の交付	1点 1 通につき	200 円	33 公共基準点の成果に係る 1枚につき	200 円
34 公共基準点の成果に係る 図表	1枚につき	200 円	34 上記以外の事項に関する 証明書の交付	300 円
35 上記以外の事項に関する 証明書の交付	1件につき	300 円	備考 (略)	

南砺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) (略) 4・5 (略)</p>	<p>(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) (略) 4・5 (略)</p>	<p>基準省令の改正に伴う改正</p>

南砺市体育施設条例新旧対照表

現行	改正案	備考																																						
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>南砺市福光屋内グラウンド</td> <td>南砺市法林寺字松ノ谷1番地2</td> </tr> <tr> <td>南砺市城端テニスコート</td> <td>南砺市城端1933番地1</td> </tr> <tr> <td>南砺市いなみ木彫りの里テニスコート</td> <td>南砺市北川767番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>南砺市東洋紡屋外球技場</td> <td>南砺市山見2000番地</td> </tr> <tr> <td>南砺市城端ゲートボール場</td> <td>南砺市理休3352番地</td> </tr> <tr> <td>南砺市井波ゲートボール場</td> <td>南砺市北川245番地1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	南砺市福光屋内グラウンド	南砺市法林寺字松ノ谷1番地2	南砺市城端テニスコート	南砺市城端1933番地1	南砺市いなみ木彫りの里テニスコート	南砺市北川767番地	(略)	(略)	南砺市東洋紡屋外球技場	南砺市山見2000番地	南砺市城端ゲートボール場	南砺市理休3352番地	南砺市井波ゲートボール場	南砺市北川245番地1	(略)	(略)	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>南砺市福光屋内グラウンド</td> <td>南砺市法林寺字松ノ谷1番地2</td> </tr> <tr> <td>南砺市いなみ木彫りの里テニスコート</td> <td>南砺市北川767番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>南砺市東洋紡屋外球技場</td> <td>南砺市山見2000番地</td> </tr> <tr> <td>南砺市城端ペタング場</td> <td>南砺市理休336番地2</td> </tr> <tr> <td>南砺市井波ゲートボール場</td> <td>南砺市北川245番地1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	南砺市福光屋内グラウンド	南砺市法林寺字松ノ谷1番地2	南砺市いなみ木彫りの里テニスコート	南砺市北川767番地	(略)	(略)	南砺市東洋紡屋外球技場	南砺市山見2000番地	南砺市城端ペタング場	南砺市理休336番地2	南砺市井波ゲートボール場	南砺市北川245番地1	(略)	(略)	<p>南砺市城端テニスコートの項の削除</p> <p>施設名称及び位置の変更</p>
名称	位置																																							
(略)	(略)																																							
南砺市福光屋内グラウンド	南砺市法林寺字松ノ谷1番地2																																							
南砺市城端テニスコート	南砺市城端1933番地1																																							
南砺市いなみ木彫りの里テニスコート	南砺市北川767番地																																							
(略)	(略)																																							
南砺市東洋紡屋外球技場	南砺市山見2000番地																																							
南砺市城端ゲートボール場	南砺市理休3352番地																																							
南砺市井波ゲートボール場	南砺市北川245番地1																																							
(略)	(略)																																							
名称	位置																																							
(略)	(略)																																							
南砺市福光屋内グラウンド	南砺市法林寺字松ノ谷1番地2																																							
南砺市いなみ木彫りの里テニスコート	南砺市北川767番地																																							
(略)	(略)																																							
南砺市東洋紡屋外球技場	南砺市山見2000番地																																							
南砺市城端ペタング場	南砺市理休336番地2																																							
南砺市井波ゲートボール場	南砺市北川245番地1																																							
(略)	(略)																																							
<p>別表第1(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>休館日</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>南砺市福光屋内グラウンド</td> <td>水曜日、休日の翌平日(4月から11月まで) 日(土曜日、日曜日又は月曜日にあたる場合を除</td> <td>午前9時から午後9時30分まで 平日(12月から3月まで)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	休館日	開館時間	(略)	(略)	(略)	南砺市福光屋内グラウンド	水曜日、休日の翌平日(4月から11月まで) 日(土曜日、日曜日又は月曜日にあたる場合を除	午前9時から午後9時30分まで 平日(12月から3月まで)	<p>別表第1(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>休館日</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>南砺市福光屋内グラウンド</td> <td>水曜日、休日の翌平日(4月から11月まで) 日(土曜日、日曜日又は月曜日にあたる場合を除</td> <td>午前9時から午後9時30分まで 平日(12月から3月まで)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	休館日	開館時間	(略)	(略)	(略)	南砺市福光屋内グラウンド	水曜日、休日の翌平日(4月から11月まで) 日(土曜日、日曜日又は月曜日にあたる場合を除	午前9時から午後9時30分まで 平日(12月から3月まで)																					
名称	休館日	開館時間																																						
(略)	(略)	(略)																																						
南砺市福光屋内グラウンド	水曜日、休日の翌平日(4月から11月まで) 日(土曜日、日曜日又は月曜日にあたる場合を除	午前9時から午後9時30分まで 平日(12月から3月まで)																																						
名称	休館日	開館時間																																						
(略)	(略)	(略)																																						
南砺市福光屋内グラウンド	水曜日、休日の翌平日(4月から11月まで) 日(土曜日、日曜日又は月曜日にあたる場合を除	午前9時から午後9時30分まで 平日(12月から3月まで)																																						

	く。)及び12月29日 日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後9時まで 日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで		
南砺市城端テニスコート	12月29日から翌年の1月3日まで 水曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後9時30分まで	南砺市いなみ木彫りの里テニスコート	南砺市城端テニスコートの項の削除
南砺市いなみ木彫りの里テニスコート	9日から翌年の1月3日まで 月曜日、休日の翌日及び12月28日から翌年の1月5日まで		南砺市福野テニスコート	
南砺市福野テニスコート	月曜日、休日の翌日及び12月28日から翌年の1月5日まで		南砺市福光里山テニスコート	
南砺市福光里山テニスコート			南砺市東洋紡屋外球技場	
南砺市東洋紡屋外球技場	月曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで	午前5時から午後9時30分まで	南砺市城端ペタシク場	施設名称の変更
南砺市城端ペタシク場	12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後5時まで	南砺市井波ゲートボール場	
南砺市井波ゲートボール場			南砺市井口ゲートボール場	
南砺市井口ゲートボール場			南砺市城南スタジアム	
南砺市城南スタジアム	月曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで	午前5時から午後9時30分まで		

トボール場	
南砺市城南スタジアム	月曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで
南砺市城南スタジアム	9日から翌年の1月3日まで
(略)	(略)

別表第2(第11条関係)

1 専用利用料金

(1) 南砺市井波社会体育館等

区分	基本利用料金(円)					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
(略)						
大会	有	2,820	3,770	3,350	6,600	7,120
練習	無	940	1,250	1,150	2,200	2,410
利用		940	1,250	1,150	2,200	2,410
南砺市城端テニ						

大会	有	2,820	3,770	3,350	6,600	7,120
練習	無	940	1,250	1,150	2,200	2,410
利用		940	1,250	1,150	2,200	2,410
南砺市城端テニ						

別表第2(第11条関係)

1 専用利用料金

(1) 南砺市井波社会体育館等

区分	基本利用料金(円)					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
(略)						
大会	有	2,820	3,770	3,350	6,600	7,120
練習	無	940	1,250	1,150	2,200	2,410
利用		940	1,250	1,150	2,200	2,410
南砺市城端テニ						

南砺市城端テニ
スコートの削除

1 コー ト	大会	有	4,710	6,280	5,550	11,000	11,830	16,550
	大会	料				0	0	0
	大会	無	2,820	3,770	3,350	6,600	7,120	9,950
大会	料							
練習			2,820	3,770	3,350	6,600	7,120	9,950
ツ以 外の スポ ーツ に利 用す る場 合								
ニスコ ート、 南砺市 いなみ 木彫り の里テ ニスコ ート、 南砺								

1 コー ト	大会	有	4,710	6,280	5,550	11,000	11,830	16,550
	大会	料				0	0	0
	大会	無	2,820	3,770	3,350	6,600	7,120	9,950
大会	料							
練習			2,820	3,770	3,350	6,600	7,120	9,950
ツ以 外の スポ ーツ に利 用す る場 合								
木彫り の里テ ニスコ ート、 南砺市 城南テ ニスコ ート、 南砺								

光里山テニスコート									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2)~(4) (略)

備考 (略)

(2)~(4) (略)

2 (略)

3 附属設備の利用料金

区分		単位	金額
		(略)	(円)
(略)	南砺市城端テニスコート、南砺市影りの里テニスコート、南砺市城南テニスコート、南砺市	1時間	520
	夜間照明設備		

2 (略)

3 附属設備の利用料金

区分		単位	金額
		(略)	(円)
(略)	南砺市いなみ木影りの里テニスコート、南砺市城南テニスコート、南砺市	1時間	520
	夜間照明設備		

南砺市城端テニスコートの割除

福野テニスコー ト、南砺市福光里 山テニスコート (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	福光里山テニス コート (略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)		備考 (略)				
4 (略)		4 (略)		4 (略)				